

表 B7-1-6 平成 26 年度類型別の落札率の件数割合

(単位：%)

区分	類型	落札率の件数割合			合計
		95%以上	85%以上 95%未満	85%未満	
物品	指名	2.1	2.3	8.2	12.6
	随契	29.9	13.3	17.7	60.9
	特命	9.5	2.2	1.7	13.4
工事	指名	1.6	3.7	0.1	5.4
	随契	1.6	0.6	2.6	4.8
	特命	2.3	0.6	0.1	2.9
小計	指名	3.7	6.0	8.2	17.9
	随契	31.6	13.8	20.3	65.7
	特命	11.8	2.8	1.8	16.4
	合計	47.1	22.6	30.3	100.0

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注) 指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と記載している。

この表 B7-1-5 及び表 B7-1-6 のとおり、全体の 52.9%は、落札率が 95%未満で落札しており、一定の競争原理が働いていたものと推測される。

では、落札率が 95%以上の高落札率案件はどのようなのだろうか。

この点、落札率が 95%以上ある契約は、全体の 47.1%であるが、そのうちの 67.1%が、特命随意契約を除いた随意契約である。そして、その随意契約のうち 94.6%が物品の区分から発生しているが、これは少額の物品購入に際して発生したものであり、もともと競争原理が働きづらい性質を有しているため、95%以上の落札率となっていると推測される。

しかしながら、指名競争入札と特命随意契約にあつては、随意契約の場合とは少し異なる。

なぜなら、指名競争入札の場合は、指名業者間において競争原理が働くことが想定されるため、通常、落札率は下がる傾向にあるが、結果として高落札率の案件が一定数存在するということは、適切な競争原理が働いていない可能性があると考えられるからである。

また、特命随意契約の場合は、特定の相手方とのみ契約を締結する手法であることから、他の契約手法と比べて、落札率が高まる傾向にあるものの、結果

的に特命随意契約のうちの 72.0%が高落札率案件となっており、落札率に偏りがある可能性を否定できないからである。
もちろん、いずれの契約手法においても、需給バランスにより落札率が決定されるため、一概に、高落札率の契約案件であることをもって、その適否を判断することはできない。しかしながら、前述のように競争原理が働いていない可能性を否定できないことから、更に詳細な個別手続を実施した。

(4) 入札・契約の個別手続の結果について

① 公共施設に係る建築工事監理等業務委託について

教育庁が所管する公共施設の大部分が学校施設であり、都立学校数は240校を超えている。そのため、定期的な改修工事が毎年度発生することになるが、この改修工事の発注に際して、設計業務と工事監理業務とに分割して業者に発注している。この工事監理業務に係る契約推移は、表B7-1-7のとおりである。なお、平成24年度から平成26年度までの教育庁が発注した工事監理業務は、すべて設計業務の業者と同一の業者と特命随意契約を締結している。

表 B7-1-7 公共施設に係る建築工事監理等業務委託契約の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数(件)	27	28	33
契約総額(千円)	73,144	60,370	72,760
1件当たり契約額(千円)	2,709	2,156	2,204

(教育庁作成資料より監査人が作成)

まず、設計業務と工事監理業務とを別契約として実施する理由を教育庁に質問したところ、「監理業務委託の履行期間に関連する工事契約の工期については、施工場所や関係部署との調整作業が生じることから、設計業務委託の入札を行う時点においては不確定である。また、工事入札が不調となることもあるため、設計業務委託と監理業務委託とは別契約にせざるを得ない」との説明を受けた。

確かに、設計業務と工事監理業務を一括して発注する場合は、工事監理業務の履行時期等が確定していないまま、入札及び契約を実施することになり、契約変更が必ず伴うこと、年度を跨ぐ工期となる場合は、不確定要素が多い中で債務負担行為として議会の議決が必要となることなど、事務処理が煩雑となり、契約事務に要するコストが増大するおそれがある。このような背景からすると、特命理由が明白かつ定型化している場合に限り、特命随意契約により工事監理業務を発注することを許容している教育庁の事務処理に一定の合理性があることは理解できる。

しかしながら、前述のとおり、特命随意契約はあくまでも例外的な契約手法であることに鑑みると、安易に特命随意契約による業務の発注をすべきではない。

そこで、教育庁が、公共施設にふさわしい品質をどのように確保しているか、また工事監理業務の競争性をどのように担保しているのかという点を確認するため、監査人は、平成26年度に発注した工事監理業務と、その業務に紐づく設計業務との落札率の関係に着目し、予定価格では「設計業務>工事監理業務」としていたにもかかわらず、実際の契約金額では「設計業務<工事監理業務」となった案件の抽出を行った。結果は、表B7-1-8のとおりである。

表 B7-1-8 設計業務及び工事監理業務の落札率比較

(単位：千円、%)

工事名	設計業務			工事監理業務		
	予定	契約	落札率	予定	契約	落札率
都立武蔵高等学校 過設備改修工事 ※1	1,807	851	47.1	1,125	1,101	97.9
都立墨東特別支援学校 設備改修工事 ※2	5,278	2,341	44.4	2,856	2,851	99.8
都立八王子盲学校 防火シャッターその他改修工事 ※2	1,866	672	36.0	1,154	1,065	92.3
東京都教職員大島(差木地第三)住宅改修工事 ※2	7,505	2,415	32.2	6,548	6,544	100.0
都立北特別支援学校 空調設備その他改修工事 ※2	7,807	1,942	24.9	2,948	2,916	98.9
都立千早高等学校 ゼミ室改修工事 ※2	2,472	1,018	41.2	1,566	1,555	99.3

(教育庁作成資料より監査人が作成)

※1 設計業務及び工事監理業務の発注時期が、いずれも平成26年度である工事

※2 設計業務の発注時期は、平成25年度であり、工事監理業務の発注時期は、平成26年度である工事

表 B7-1-8は、平成 26 年度に発注した工事監理業務 33 件のうち、6 件の工事監理業務である。この 6 件の設計業務は二以上の業者からの相見積りを入手する随意契約や指名競争入札による契約であるため、一定の競争性が働いていると考えられる。

しかしながら、これらの案件は、次の 2 点で問題がある。

1 点目は、設計業務が予定価格を遥かに下回る低落札の結果となっており、設計業務の品質が適切に確保されているのか疑念を生じざるを得ない点である。つまり、本来、設計業務の方が工事監理業務よりも高額になるであろうと予測されていたにもかかわらず、結果的に工事監理業務よりも安価になっている場合には、設計業務の品質が適切に確保されているかどうか、より慎重に判断する必要があるものと考えられる。

2 点目は、工事監理業務については、すべて高落札の結果となっており、設計業務の発注段階で確保されていた競争性が継続しているとは言えない点である。つまり、設計業務と工事監理業務とを一括して発注したときと比べ、果たして経済性の観点から、適切な業務の発注となっていたか不明であるという点である。

(意見 1-23) 公共施設に係る建築工事監理等業務委託について

教育庁では、平成 26 年度の建築工事監理業務委託契約 33 件について、設計業務と同一の業者に特命随意契約による工事監理業務を発注している。このうち 6 件 (契約金額 16,034 千円) については、設計業務の発注段階では随意契約や指名競争入札などの手法を用いて一定の競争性を確保しているものの、工事監理業務発注段階では競争性が確保されていない。具体的には、予定価格の設定段階では「設計業務>工事監理業務」としていたにもかかわらず、実際の契約金額では「設計業務<工事監理業務」となっている。

このような状況は、設計業務が予定価格を遥かに下回る低落札の結果となっており、設計業務の品質が適切に確保されているのか疑念を生じざるを得ないという点、また、工事監理業務では高落札となり、設計業務において確保されていた競争性が継続しているとは言えないという点で問題がある。

経済性の観点からは、設計業務と工事監理業務を一括して発注し、これを指名競争入札などの方式で発注することが望ましいが、一定の要件を充足して特命随意契約による業務発注することが合理的である場合も存在する。

ただし、低落札の設計業務については、その品質に疑念を生じさせるおそれがあることから、教育庁は適切なモニタリングを実施する仕組みを構築することとされたい。また、工事監理業務の発注に当たっては、一定の要件を充足して形式的に特命随意契約による業務発注することが許容される場合であっても、

競争性の確保及び品質の確保の観点を総合的に勘案して、競争性が担保された方式で発注するのか、若しくは特命随意契約で発注するのか、慎重に判断することとされたい。

② 安易な特命随意契約による発注の見直しについて

地方公共団体における契約制度においては、複数の契約手法が認められている中で、一般的に、一般競争入札が原則とされているものである。このことに鑑みると、一般競争入札が事務上煩雑であっても、合理性を欠いたまま、安易に特命随意契約の対象を拡大すべきではないものと考ええる。そこで、特命理由の合理性を検討するため、特命随意契約理由書を閲覧した。

その結果、表 B7-1-9 のとおり、その合理性に疑義がある案件 (2 件) を検出した。

表 B7-1-9 特命随意契約とその理由

契約名 (見積日時)	見積金額	特命随意契約理由
都立篠崎高等学校 (26) 建物調査委託 (平成 26 年 7 月 4 日)	7,100 千円	<p>本案件は、校舎等大規模改修及びビュレバーター棟増築に伴う同一敷地内の既存建物調査であり、前年度建物調査計画作成業務委託と密接な関係があり、一貫性をもたせる必要がある。上記業者は、前年度に引き続き江戸川区と協議する上で真摯な対応が期待でき、豊富な経験がある。また、本案件の遂行のために必要な資料（設計打合せ簿、設計図データ）を有し、施設の概要及び敷地の条件等を熟知しており、経済的で、限られた期限内に円滑な業務が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記業者に特命する。</p> <p>【本案件に伴う建物調査計画作成業務】 大規模改修及びビュレバーター棟増築に伴い計画通知を行うにあつては、江戸川区との協議の結果、既存建物の意匠調査、構造調査、設備調査を実施するよう求められている。このため、当該建物調査の前提として、建物調査計画作成業務を行った。</p> <p>(件 名) 都立篠崎高等学校 (25) 建物調査計画作成業務委託 (25 教総契工第 196 号) (契約金額) 997,500 円 (契約期間) 平成 25 年 11 月 6 日から平成 26 年 3 月 20 日まで</p> <p>当該業者が耐震診断調査を行ったことにより、施設の概要及び敷地の条件等を熟知しており、かつ、その他の必要資料を豊富に持っている。</p> <p>(件 名) 都立深沢高等学校 (25) 清明亭耐震診断 (契約金額) 997,500 円 (契約期間) 平成 25 年 12 月 9 日から平成 26 年 3 月 14 日まで</p> <p>(「見積経過調書」より監査人が作成)</p>

表 B7-1-9 のうち、前者は平成 26 年度に契約した「建物調査」業務である。当該業務は平成 25 年度に契約した「建物調査計画作成」業務と密接な関係しており、「建物調査計画作成」業務と「建物調査」業務とを分割して同一の業者に発注しているものである。

この点、「建物調査計画作成」業務を発注する段階で「建物調査」業務も発注することを予定していたが、教育庁に質問したところ、「当初から建物調査の委託は見込まれていなかったが、建物調査を行うに当たっては、調査結果内容に齟齬や不足等が無いよう、前もって調査計画を江戸川区の建築主事と協議し、了承を得た上で実施するよう江戸川区から求められていた。そのため、「建物調査計画作成」業務の成果物である調査計画をもって江戸川区と協議してからでなければ、「建物調査」業務の内容を確定することができず、一括発注することができなかった。」と説明を受けた。

確かに、教育庁の説明によれば、「建物調査」業務の発注に際して、その仕様を確定することができなかつたため、「建物調査計画作成」業務と合わせて一括発注を行うことは困難であった点は一定の理解ができるものの、特命随意契約により「建物調査」業務の発注を行っており、競争性が担保されていない。

また、後者は「耐震改修その他実施設計」業務であるが、これは「建物耐震診断調査」業務を実施した後の「実施設計」業務であり、この 2 つの業務を同一の業者に発注しているものである。

この点、教育庁の説明によれば、「本業務の対象である「清明亭」は、通常の学校施設とは異なり、昭和 6 年に建築された木造（地下の一部は鉄筋コンクリート造）の建物で、東京都景観条例に定める「都選定歴史的建造物」にも選定されている。そのため、耐震診断においても景観への配慮が前提となり、原則建物の外観を変えずに耐震補強の設計を行う必要があった。また、設計時には、東京都景観審議会委員の学識経験者の意見を聞かなければならず、その際には、診断時における景観への配慮の詳細等について熟知している必要があった。以上のとおり、耐震診断から設計に至るまでの継続的要素が、通常の耐震診断・設計業務と比べて圧倒的に多く、特命随意契約による発注が合理的であると判断した」とのことである。

教育庁の主張は一定の理解ができるものの、特命随意契約が例外的に許容された契約手法である点に鑑みると、「建物耐震診断調査」の業務報告書が適切なものであれば、他の設計業者が景観に配慮しながら「耐震改修その他実施設計」業務を行うことは可能であるとも考えられる。また、競争性も担保されていない。

(指摘 1-7) 安易な特命随意契約による発注の見直しについて
特命理由の合理性を検討するため、平成 26 年度の特命随意契約理由書を閲覧した結果、その合理性に疑義がある案件 (2 件) を検出した。

1 つ目は、篠崎高等学校の「建物調査」業務である。本件は前年度「建物調査計画作成」業務と密接に関係しているものであり、2 つの業務を分割して同一の業者に発注している。これは江戸川区との協議を前提とした業務発注であることに起因し、一括して業務を発注できなかったとする教育庁の主張に一定の理解はできるが、そうであったとしても、競争性が担保された契約手法によって業務を発注すべきである。

2 つ目は、深沢高等学校の「耐震改修その他実施設計」業務である。本件は「建物耐震診断調査」業務を実施した後の「実施設計」業務であり、この 2 つの業務を同一の業者に発注しているものである。本件の対象が歴史的な建造物であり、景観に配慮しなければならなかったことを理由として、教育庁は特命随意契約による業務発注が合理的であると主張するが、「建物耐震診断調査」の業務報告書が適切なものであれば、他の設計業者が「耐震改修その他実施設計」業務を行うことができる可能性を否定できないことから、本件も競争性が担保された契約手法によって業務を発注することを検討すべきである。

いずれの案件も特命理由に合理性を欠くものであることから、今後は安易な理由による特命随意契約を締結しないよう、2 つ以上の関連業務は最初の業務発注段階から関連業務をまとめて発注するなど、関連業務が全体として競争性、公正性及び経済性を確保するように、その管理体制を再構築することとされた。

③ 特別支援学校スクールバス運行に係る契約について

特別支援学校とは、主として学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定された、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の 5 つの障害及びその程度に該当する幼児・児童・生徒が就学又は入学する学校である。

また、学校教育法第 78 条において、特別の事情のある場合を除き、特別支援学校には寄宿舎を設けなければならない旨が規定されており、教育庁では寄宿舎設置義務の代替手段として、特別支援学校に在籍する児童・生徒が登下校するためにスクールバスを運行している。

平成 26 年度の特別支援学校数のうち、スクールバスの運行を行っている学校数、寄宿舎を設置している学校数は、表 B7-1-10 のとおりである。

表 B7-1-10 特別支援学校の設置数、スクールバス運行学校数・寄宿舎設置校数一覧

(単位：校)

障害種別	学校数	うち、	
		スクールバス運行学校数	寄宿舎設置校数
視覚障害	3	1	3
聴覚障害	4	2	0
肢体不自由	9	9	1
知的障害	29	25	0
病弱	1	0	1
肢体不自由・知的障害	8	8	0
視覚障害・知的障害	1	1	1
知的障害・病弱	1	1	0
計	56	47	6

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注) 本表は、平成 26 年 4 月 1 日現在 のものを示している。

教育庁の説明によれば、スクールバスの運行は、児童・生徒の乗車時間が 60 分以内になるようにコース設定を行い、民間バス事業者からバスの車両、運転手及び添乗員を一体として借上げる契約を、学校ごとに、希望制指名競争入札の手法を用いて締結していることである。

そこで、平成 26 年度及び平成 27 年度のスクールバス運行に要する契約金額及び乗車人数より、利用者 1 人当たりの費用を算出し、その経済合理性を検討

することとした。その計算結果は、表B7-1-11のとおりである。

表B7-1-11 特別支援学校スクールバスの乗車人数及び契約金額

障害種別/ バス区分	平成26年度			平成27年度			対前 年比
	① 利用者 数 (人)	② 契約金額 (千円)	③= ②/① 1人当 たり 金額 (円)	④ 利用者 数 (人)	⑤ 契約金額 (千円)	⑥= ⑤/④ 1人当 たり 金額 (円)	
肢体不自由/ リフト付きバス	1,729	1,630,375	942	1,692	2,196,845	1,298	37.8%
視覚・聴覚・知 的障害/ 観光型バス	3,834	1,168,173	304	4,069	1,938,932	476	56.6%

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表B7-1-11のとおり、肢体不自由者の利用者1人当たり費用は、視覚・聴覚・知的障害者（以下、「肢体不自由者以外」という。）のそれと比べると倍以上となっているのが分かる。これは、肢体不自由者以外の送迎が主に中型の観光型バスを用いているのに対して、車いす等を利用する肢体不自由者の送迎が、定員10名程度のリフト付きバスを用いていることに起因している。

また、平成27年度において、いずれの区分も利用者1人当たり費用が増加しているが、これは国土交通省が新たな貸切バスの運賃・料金制度（平成26年3月26日付公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」）を導入したことに起因している。この新たな制度は開越道高速ツアーバス事故で浮き彫りになった貸切バス市場の構造的な問題の改善の一環として、安全に係るコストを適切に反映した運賃・料金の設定をバス事業者に求めることとしたものである。この制度の導入によって、平成27年度都立特別支援学校バス運行に係る各バス事業者の入札金額が増加し、その結果、平成27年度において、いずれの区分も利用者1人当たり費用が増加したのである。

しかしながら、肢体不自由者用のリフト付きバスの1人当たり金額の増加率が37.8%であるのに対して、肢体不自由者以外のそれが56.6%であり、両者の

増加率に乖離が見られる。この原因は、前者については平成27年度契約から契約方法を見直し、単年度契約から3年の長期継続契約としたことにあると考えられる。一般的に、長期継続契約は、事業者にとって初期投資（必要な設備、人材育成等）などの費用を計画的に回収することが可能となることから、新規事業者の参入が促進され、競争性の向上が期待でき、結果的に契約金額の削減につながる可能性がある。実際、都のスクールバス契約においても、長期継続契約としたリフト付きバスの一人当たり金額の増加率（37.8%）は、単年度契約の肢体不自由者以外のそれ（56.6%）に比べて低く抑えられている。仮に肢体不自由者以外についても、長期継続契約を締結し、その増加率を37.8%に抑えることができたとするれば、表B7-1-12のとおり、契約金額を230,529千円削減できたと推定される。

表B7-1-12 特別支援学校スクールバス契約金額の削減額推計（肢体不自由者以外）

内容	金額	計算式
①平成27年度1人当たり契約金額	476,513円	1,938,932千円÷4,069人
②平成26年度1人当たり契約金額	304,687円	1,168,173千円÷3,834人
③肢体不自由バス単価の増加率	37.8%	
④=②×(1+③)	419,858円	304,687円×137.8%
⑤=①-④	56,655円	476,513円-419,858円
⑥平成27年度乗車人数	4,069人	
⑦=⑤×⑥（監査人推計）	230,529千円	56,655円×4,069人

(表B7-1-11より監査人が作成)

リフト付きバスにおける3年の長期継続契約については、価格面のみならず品質面（障害のある児童・生徒対応に関するバス事業者の知識・ノウハウ等）も評価の基準とし、履行能力の高いバス事業者と契約する総合評価方式を導入している。

肢体不自由者以外の観光型バスの運行契約についても、事業者により提供されるサービスの水準を一定水準以上に保つことはもちろんのこと、経済性・効率性の観点から、現行の単年度契約を長期継続契約に改める、あるいは学校・コースを一定程度まとめて発注するなど、契約の在り方を再検討することが必要である。

(意見1ー24) 長期継続契約等による契約方法への見直しについて
 特別支援学校のスクールバス運行に係る契約には、肢体不自由者に対するリフト付きバスの運行契約と、肢体不自由者以外に対する観光型バスの運行契約の2種類の契約パターンが存在する。平成27年度に新たな貸切バスの運賃・料金制度が導入されたことにより、いずれの契約も利用者1人当たりの費用は増加しているが、前者は平成27年度にそれ以前の単年度契約を総合評価方式による長期継続契約に変更し、その増加率を後者の増加率より低く抑えることができている。そのため、肢体不自由者以外の観光型バスの運行契約についても、事業者により提供されるサービスの水準を一定水準以上に保つことはもちろんのこと、経済性・効率性の観点から、今後は現行の単年度契約を長期継続契約に改める、又は学校・コースを一定程度にまとめて発注するなど、その契約の在り方を再検討することとされたい。

④ 東京都教育相談センターにおける契約の予定価格設定について

教育相談センターにおいて、日本語を十分に話すことが困難な外国人等からの相談に対応し、通訳を介した教育相談や都立学校への入学・進級に関する相談及び翻訳された情報提供の充実を図るため、単価契約による通訳者の派遣業務契約を締結している。なお、この契約の対象となる言語は、中国語、英語、韓国語・朝鮮語の3か国語である。

この外国人児童・生徒相談における通訳者の派遣業務については、その契約の方法や期間などに疑義が生じたため、平成26年度の契約の経緯を検討した。

表B7-1-13 平成26年度の外国人児童・生徒相談における通訳者の派遣業務(単価契約)

契約件名	契約期間	入札方法
平成26年度外国人児童・生徒相談における通訳者の派遣(単価契約)	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	希望制指名競争入札 (入札不調)
	平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	随意契約
(その3)	平成26年7月1日～ 平成27年3月31日	希望制指名競争入札

(教育相談センター作成資料より監査人が作成)

当初、過去の実績を基に設定した予定価格に基づいて、希望制指名競争入札を行ったが、予定価格を下回る業者がいなかった。このため、入札を打ち切り、最低価格提示者である業者に減価交渉を求めたが、これに応じず、結果的に入札不調となった。

この結果を受け、翌月に控えた派遣業務を滞らせるわけにはいかず、当面の期間3か月を業務期間とした随意契約を行っている。仕様内容の見直し、業者選定、選定した業者の準備期間の確保といった点から時間不足と考えられる。

その後、残りの期間9か月について、値上りしている相場価格を反映した予定価格を再度設定し、希望制指名競争入札を行った結果、落札業者と契約締結に至ったのである。

ところで、東京都契約事務規則第13条第2項によれば、予定価格は需給の状況等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

【(参考) 東京都契約事務規則(一部抜粋)】

(予定価格の決定方法)
 第十三条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
 2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
 (注) 文中の下線は監査人が追加している。

また、教育庁が通知している「契約における留意事項について(通知)」(以下、「通知」という。)においては、更に具体的な予定価格の設定方法が、次のように示されている。

【(参考) 契約における留意事項について (通知) (24 教総契第 427 号通知より一部抜粋)】

1 (2) 対応

予定価格が契約金額決定の基準となることを踏まえ、予定価格の設定については適切に行うこと。また、予定価格の決定方法については、東京都契約事務規則第 13 条第 2 項に「予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。」と規定されているので適切に処理すること。

教室の形状など施設の状況に応じた備品類や大掛かりな設置・接続等を伴う産業教育用物品の購入等において、事業所管課 (所、都立学校) が、契約用途額を設定するための資料として参考見積りを徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取すること。契約担当部署が、事業所管課 (所、都立学校) で徴取した参考見積りをもとに、契約用途額の確認や予定価格の設定を行う場合には、見積りの比較、取引実例との比較等を行い、適正な予定価格の設定等に努めること。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

この通知にあるように、予定価格の設定については、過去に設定した予定価格に基づくのではなく、適切に「参考見積」を徴取するなどして、必要な情報の収集・調査を行うことが必要である。にもかかわらず、教育相談センターはこれを怠ったがゆえに、平成 26 年度最初の入札が不調に終わったものと考えられる。もし教育相談センターが複数の業者から参考見積を徴取するなどして、必要な情報の収集・調査をしていれば、オリビック招致などに起因する単価の上昇を踏まえて、その予定価格を設定することができるものと考えられる。

(意見 1-25) 予定価格の適切な設定について

東京都契約事務規則第 13 条第 2 項においては、予定価格は需給の状況を考慮して適正に定めなければならないと定められている。しかしながら、教育相談センターの「平成 26 年度外国人児童・生徒相談における通訳者の派遣 (単価契約)」については、オリビック招致などに起因して単価が上昇しているにもかかわらず、その需給の状況を考慮することなく、過去に設定したものをそのまま予定価格とした結果、平成 26 年度最初の入札が不調に終わっている。今後は、過去に設定した予定価格をそのまま利用するのではなく、必要に忠じて複数の業者から適正に参考見積を徴取するなどして、需給の状況などを考慮した予定価格を適正に設定するよう、その管理体制を再構築することとされたい。

Ⅷ 広域行政における連携強化について

1. 広域行政に係る補助事業の執行率について

教育庁は、広域的な支援を行う補助事業等を数多く実施している。この補助事業等に係る予算は、地方自治法第 211 条の規定に基づき、都議会の議決を経て調製されたものである。

表 B8-1-1 は、平成 26 年度における補助事業等の予算額のうち、有効性の観点から、予算の執行率が低い補助事業を集計したものである。

表 B8-1-1 予算の執行率が低い補助事業

補助事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	執行残 (千円)	執行率 (%)
①学校支援ボランティア推進協議会事業 (国庫補助事業)	130,700	91,527	39,173	70.0
②公立小中学校運動場芝生化維持管理経費補助事業	138,536	36,007	102,529	26.0
③地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (国庫補助事業)	8,275	6,282	1,993	75.9

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(1) 学校支援ボランティア推進協議会事業について

学校支援ボランティア推進協議会事業は、国の学校支援地域本部に関する事業を活用し、区市町村において、学校と地域が連携して、地域住民や保護者等がボランティアとして学校教育支援を行い、地域全体で子供の教育活動を支えていく仕組みである。この取組を都内に広げるために、教育庁では、区市町村における取組が円滑に展開されるよう、研修会開催や情報提供など様々な支援をしている。

しかしながら、表 B8-1-1 のとおり、平成 26 年度予算額に対する執行率は 70.0%となっており、当初想定していた事業が 2/3 程度しか進捗しなかったことを示している。この点、執行率が 70.0%となっている理由を教育庁に質問し